

ニッコー小規模浄化槽

取 扱 説 明 書

浄化王・浄化王X

このたびはニッコー浄化槽をお買い上げいただきましてありがとうございます。この取扱説明書には、保証書が添付されております。保証書に所定事項が記載されていることをご確認ください。この取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。お読みになった後は、いつでも利用できるように大切に保管してください。

一 目 次

1. 警告表示・安全上の注意	1
2. 浄化王・浄化王Xのしくみ	2
3. ご使用になる前の確認事項	3
4. ご使用上の注意点	5
5. 上手な使い方	6
6. 保守点検とは	7
7. 清掃とは	8
8. 異常が発生した場合には	8
保証書	巻末

注意 取扱説明書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽をご使用になる前に必ずお読みになり、十分にご理解ください。

いつでもご利用できるように保証書と共に大切に保管してください。

ニッコー株式会社

1. 警告表示・安全上の注意

本書で使われているマークには次のような意味があります。

- 警告**…取扱いを誤った場合に、使用者が死亡又は重傷を負う可能性が想定されます。
- 注意**…取扱いを誤った場合に、使用者が傷害を負う危険及び物的損害の発生が想定されます。

安全に使用するための注意事項

警告 1) 消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

- ① 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- ② 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。
- これらの注意を怠ると、発火・爆発、有毒ガスを生ずるおそれがあります。(消毒剤の充填は保守点検業者が行います。もし無いことがわかった場合は、保守点検業者へご連絡ください)

警告 2) 感電・発火事故防止

- ① プロワのカバー・制御盤の扉等は、開けないでください。
 - ② プロワの近く(約50cm以内)には、ものを置かないでください。
 - ③ 電源コードの上には、ものを置かないでください。
 - ④ 電源プラグは、ほこりが付着していないか1年に1回以上確認し、掃除してください。
 - ⑤ プロワ・ポンプ・制御盤等の電気機器が故障した場合は、保守点検業者または、専門の工事業者へ連絡し、修理してください。
- これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

注意 3) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- ① マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
 - ② マンホール・点検口などのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。さびが発生している場合は、定期的に除去して塗装してください。(保守点検業者または、専門の工事業者へご連絡ください)
 - ③ マンホール・点検口などの蓋は、お子様に触らせないでください。
- これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

注意 4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

注意 5) 消毒剤による器物破損事故防止

- ① 浄化槽に入れる消毒剤の袋は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。
 - ② 消毒剤の袋を開封する前に、浄化槽へ流入する排水元の設備・機器(トイレ、浴室、洗面台、台所など)のトラップの水封が切れていないことを確認してください。
- これらの注意を怠ると、消毒剤から発生する塩素ガスが空気中の水分と反応し、塩酸を生ず、このため設備・機器の金属類を腐食し、器物破損事故の生ずるおそれがあります。

2. 浄化王・浄化王xのしくみ

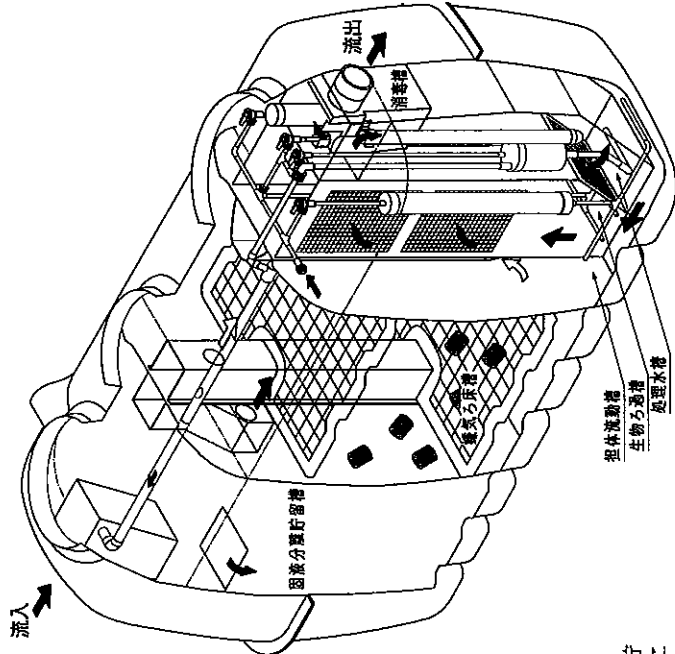
小規模浄化槽「浄化王」「浄化王x」は、トイレ排水と生活排水（お風呂、台所、洗面所等）に含まれる汚れ成分を処理するための装置です。

浄化槽に流入した汚水は、最初に固形物の沈殿（便・トイレトベーパー・厨芥等）・ろ過といった物理作用と嫌気性バクテリアによる分解により、ある程度浄化されます。さらに好気性バクテリアによる2段階の生物処理を行い、汚水は浄化されていきます。

■ 各部の名称とはたらき

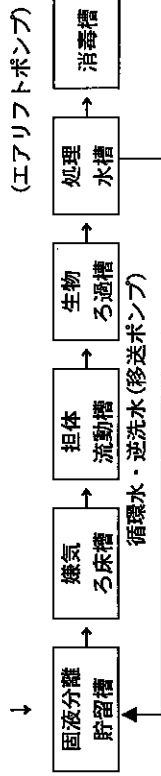
- **固液分離貯留槽**
汚水中に含まれる大きな固形物や油脂等の固液分離を行い貯留します。脱窒処理と有機物の分解除去も行われます。
- **嫌気ろ床槽**
汚水がろ材を通過する際に固形物の分離と嫌気性微生物の働きにより有機物の嫌気性分解除去と脱窒処理が行われます。
- **担体流動槽**
ブロワでばった気攪拌され、担体に付着した微生物により有機物の酸化分解と窒素成分の硝化が行われます。
- **生物ろ過槽**
ろ材に付着した微生物の働きにより、汚水中の有機物などの分解除去・窒素成分の硝化が行われるとともに、浮遊物質(SS)を捕捉します。
- **処理水槽**
生物ろ過槽からの水を一時的に貯留し、処理水エアリフトポンプにより消毒槽へ揚水します。また移送ポンプにより、日平均汚水量の約3倍（浄化王）または約4倍（浄化王x）の水量で固液分離貯留槽へ常時循環します。更に1日に2回、夜間に実施される逆洗時には逆洗水を固液分離貯留槽へ移送します。
- **消毒槽**
塩素剤で消毒し、放流します。

■ 処理方式：担体流動生物ろ過循環方式



■ フローシート

トイレ・台所・ふろ・洗面所
流入 (BOD200 mg/L、I-N45 mg/L、SS160 mg/L)



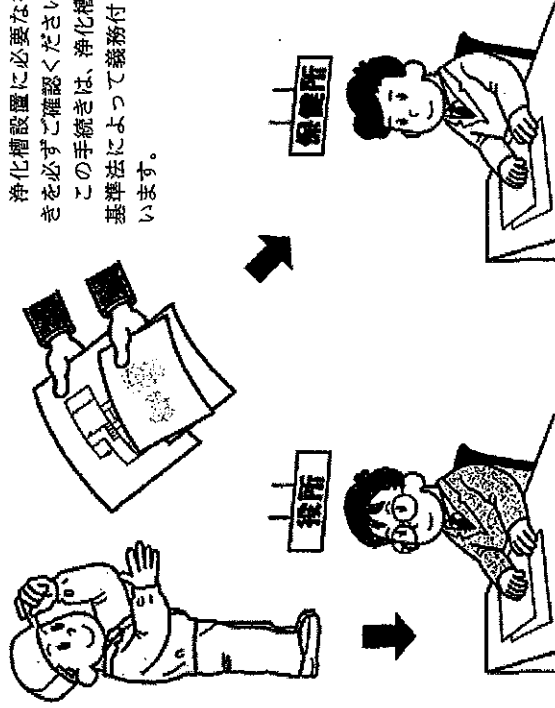
浄化王
BOD: 10 mg/L以下
I-N: 20 mg/L以下
S S: 10 mg/L以下

浄化王x
BOD: 10 mg/L以下
I-N: 10 mg/L以下
S S: 10 mg/L以下

3. ご使用になる前の確認事項

① 「浄化槽設置届」の申請はお済みになりましたか

浄化槽設置に必要な書類手続きを必ずご確認ください
この手続きは、浄化槽法・建築基準法によって義務付けられています。



● **新築の場合**：建築確認申請の際に、建築図面・見取図・浄化槽構造図等、必要な書類を役所の建築主事に提出することになります。

● **トイレ改造(水酸化)の場合**：設置届を最寄りの保健所に提出することになります。

これらの手続きはほとんどの場合、施工する工事が代行していただきますから、そちらにお問い合わせください。

② 維持管理（保守点検・清掃）の契約はお済みになりましたか

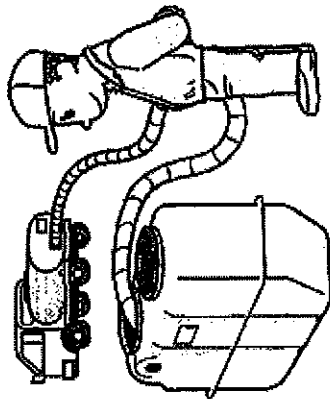
保守点検は都道府県に登録されている保守点検業者と、汚泥引き抜き等の清掃は市町村長の許可を受けた清掃業者と契約を結んでください。浄化槽の正常な働きを維持するため、法律によって定期的に保守点検及び清掃をすることが義務付けられています。

契約がお済みでない場合は、お買い上げ店または弊社営業所へご連絡ください。保守点検業者をご紹介いたします。保守点検及び清掃に関してはP. 7~8を参照ください。

③ 法定検査について

浄化槽管理者（浄化槽の使用業者及び占有者）は、保守点検・清掃とは別に都道府県の指定する指定検査機関により、水質等に関する検査を受けることが義務付けられています。この法定検査は有料で、浄化槽使用開始後3ヶ月をすぎた日から5ヶ月の間の実施される設置後等の水質検査（浄化槽法第7条）と、毎年1回実施される定期検査（浄化槽法第11条）があります。

設置後等の水質検査の手続きは施工業者に、定期検査の手続きは維持管理業者に委託することができま

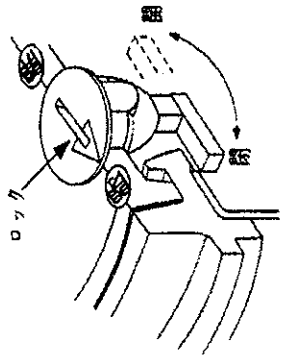


項目	時期または頻度	内容
設置後等の水質検査 (第7条検査)	使用開始後3ヶ月をすぎた日から5ヶ月の間に実施	設置状況が適正か、正常な機能が果たされているかを確認する
定期検査 (第11条検査)	毎年1回実施	保守点検・清掃が適正に実施されているかを判断する

④ 施工業者の方に次の事項をご確認ください

- 浄化槽内の水位が標準水位になっているかどうか。
- 消毒剤が入っているかどうか。
- プロワの電源が入っているかどうか。

△ 確認…もし、お客様ご自身でご確認いただく場合は、本書に記載の「安全上の注意」の内容に従い十分にご注意ください。作業の終わりにマンホール・点検口などのふたは、必ずロックしてください。



4. ご使用上の注意点

■ プロワの電源

プロワの電源は絶対に切らないでください。この電源を切りま

すると散気装置が動かなくなり、槽内の微生物が死んでしまう為、汚水が浄化されず、悪臭を放ちま

す。異物の流入
槽内には絶対に異物（ゴム製品や脱脂剤類）を流入させないでください。便器や槽が詰まるばかりでなく、浄化機能が低下します。

トイレットペーパーの使用
トイレットペーパーは水に溶けやすいものを適量使用して

ください。多量に使用しますとたびたび清掃をしなければなりません。

■ 薬品の使用
槽内への薬品（塩酸、殺菌剤、防臭剤、漂白剤等）の使用は適正量としてください。多量に使用しますと、浄化機能が低下し悪臭の原因となる場合があります。

■ 油の流入
てんぷらの残り油は凝固剤で固まらせる等して、槽内には多量の油類を流入させないでください。浄化機能が低下します。また、調理くずや食べ残し等も流入させないでください。

■ 消毒剤
浄化槽からの放流水は環境衛生上支障のないように消毒することが定められています。消毒剤は絶対に絶やさな

いよう気をつけてください。無くなった場合はすぐに補充してください。

◆ ご使用の際の留意事項
① 浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められていますので、ご協力ください。

イ) し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
ロ) 殺菌剤、洗剤、防臭剤は適正量使用し、多量の油脂類、紙おむつ、衛生用品等の浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

ハ) 工場排水、雨水、その他の特殊な排水を流入させないこと。
ニ) 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。

ホ) 浄化槽の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
ヘ) プロワの吸気部等の開口部をふさがれないこと。

ト) 浄化槽に故障または異常を認めるときは、直ちに保守点検業者にその旨を通報すること。
② 10日間以上、ご家族が不在（転居、家屋売却等）となる場合は、保守点検業者にあらかじめご相談ください。

③ プロワ等から異常な騒音・振動が発生したり、悪臭等でお困りのときは、施工業者または保守点検業者にご相談ください。

④ プロワの電源は、防水仕様としてください。それ以外の場合は防水仕様に交換してください。交換工事は施工業者にご相談ください。
⑤ 浄化槽の取扱説明書等を紛失、汚損等された場合は、弊社までご連絡願います。直ちに必要なものをお送りいたします。

⑥ その他ご不明の点がありましたら、弊社窓口までお問い合わせください。
弊社へのご相談・お問い合わせにつきましては、掲載のお問い合わせ窓口が最寄りの営業所までご連絡ください。

5. 上手な使い方

- ① 洗剤等について
洗濯では、適量の洗剤を使用してください。過剰に使用しても水を汚すことになるばかりで、ムダとなります。漂白剤も控えめの使用が環境にとってやさしいこととなります。
台所やトイレ掃除では、中性洗剤をご使用ください。液性の強いものは少量の使用にとどめ、使用後には十分に水で流してください。
- ② トイレトットベーパーは水に溶けやすいものを
トイレトットベーパーの紙は浄化槽に生息する微生物でも分解できまませんので、水に溶けやすいものを適量使用してください。多量に使用しますとバキューム車による清掃を頻繁に行うこととなります。
- ③ 台所の野菜くず・油類等
台所には三角コーナー等を設け、野菜くず等の厨芥は浄化槽には流さないでください。野菜くず等の生ゴミは、各自自治体の規則に従って処分してください。
古くなったてんぷら油も市販の凝固剤で固める等の処置をして、生ゴミとして処分してください。油類を浄化槽に流入させると浄化機能が著しく低下します。
食器についた汚れは、拭き取ったあとに洗うことで洗剤が節約でき、浄化槽の負担も軽減され環境にとってもやさしいです。
- ④ 浴槽の残り水と洗濯水
浴槽の残り水と洗濯水を同時に浄化槽に流さないでください。多量の水が一度に流入しますと浄化槽は正常な機能を発揮できなくなります。浴槽の残り水は、洗濯等に再利用いただければ、水の節約となり経済的です。

6. 保守点検とは

浄化槽は生きています。槽内のバクテリアの活動により休みなく浄化作用が行われています。したがって、浄化槽の正常な機能を維持し、適正な水質を確保するため、定期的に保守点検（人間で例えれば健康診断）を行い、異常の早期発見と適切な清掃・修理（治療）を行わねばなりません。これらの作業が維持管理です。

保守点検が不十分ですと、次第に浄化機能が低下し、水質悪化等の原因ともなります。

■保守点検の業務内容

該当箇所	内 容
浄化槽本体	1. 運転状態の点検、調整
	2. 汚泥の調整、抜取り時期の判断
	3. 消毒剤の補充
	4. 異物やスカムの除去
	5. 防虫、防臭等の措置
ブ ロ リ	1. エア圧力、送気状態の点検
	2. ダイアフラム等の点検・交換
	3. エアクリーナの点検と清掃、交換
	4. その他、各部の点検

- 消耗部品は実費の交換となります。
- 保守点検費用はお住まいの地域によって異なります。契約の際に保守点検業者にお問い合わせください。なお、水質検査費は別途料金がかかります。

■保守点検の回数

保守点検頻度は、浄化槽の大きさ（人槽）によって環境省令により定められています。

- 20人槽以下の場合：4ヶ月に1回以上
- 21～50人槽の場合：3ヶ月に1回以上の頻度で行うことになっています。

- 初回の保守点検は、浄化槽の使用開始直前となっています。

7. 清掃とは

浄化槽は使用するにしたがって、スカムや汚泥が蓄積されていきます。このスカムや汚泥がたまりますと、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がされなかつたり、悪臭を発生する原因になったりします。このような状態にならないために、スカムや汚泥をバキューム車で引き抜き、浄化槽内の装置や機械類を洗い、掃除することが必要となります。

このような作業を清掃といえます。

■清掃の回数

毎年1回以上清掃を行うことになっています。

- 清掃時期は、使用条件・実用人員・トイレットペーパーの使用量等により異なりますので、保守点検業者の判断により前回清掃から1年に満たない場合もあります。
- 清掃費用はお住まいの地域によって異なります。契約の際に保守点検業者または清掃業者にお問い合わせください。

8. 異常が発生した場合には

① 異常が発生した場合の連絡先

ご使用中に万一次のような異常が発生した場合はご契約の保守点検業者にご相談ください。

- プロワが停止したとき
- 異常音が発生しているとき
- 臭気がひどいとき
- 泡が異常に発生したとき
- 消毒剤がなくなつたとき
- 浄化槽が冠水したとき
- その他異常が認められたとき



② 保証について

製品の保証については別途発行の保証書に基づき行います。なお、保証期間中でも場合によって有償となる場合があります。保証書は必ずご一読ください。

③ 部品の保有期間

部品の最低保有年限は浄化槽の生産打ち切り後7年です。この期間を過ぎますと部品の供給が不可能となり、一括交換となる場合もございます。詳細につきましては、保守点検業者にご相談くださるか、弊社お問い合わせ窓口または最寄りの営業所までご連絡願います。

お問い合わせ窓口 ニッコー株式会社

住設環境機器事業部

〒361-8585 埼玉県行田市藤原町1-21-1 TEL048(554)3131 FAX048(550)1034

盛岡営業所	TEL019(632)1727	FAX019(632)1726	静岡営業所	TEL054(263)6317	FAX054(263)6397
仙台営業所	TEL022(239)5234	FAX022(239)8554	豊橋営業所	TEL0533(69)9420	FAX0533(69)1565
つくば営業所	TEL029(859)1515	FAX029(859)1510	名古屋営業所	TEL052(745)1011	FAX052(745)1012
宇都宮営業所	TEL028(639)1333	FAX028(651)1710	金沢営業所	TEL076(276)2112	FAX076(276)2291
前橋営業所	TEL027(255)3011	FAX027(255)3108	大阪営業所	TEL06(6307)5071	FAX06(6307)2358
埼玉営業所	TEL048(554)3135	FAX048(554)3119	岡山営業所	TEL086(246)2641	FAX086(246)2841
新潟営業所	TEL025(283)5010	FAX025(283)5215	広島営業所	TEL082(831)0191	FAX082(831)0193
千葉営業所	TEL047(458)2111	FAX047(458)2115	高松営業所	TEL087(867)7333	FAX087(867)7353
茨原営業所	TEL0475(22)6026	FAX0475(22)6028	福岡営業所	TEL092(473)2008	FAX092(473)2012
東京営業所	TEL03(3662)4365	FAX03(5644)7245	熊本出張所	TEL096(384)8134	FAX096(384)8137
神奈川営業所	TEL042(759)4846	FAX042(769)7167			

※商品改良のため、一部予告なく変更することがあります。

ニッコー小規模浄化槽保証書

※型式名	浄化王 一 型 浄化王λ	浄化槽製造番号 プロワ製造番号
保証期間	対象部分	期間(使用開始日より)
	駆動部 槽本体	1カ年 3カ年
但し、ダイヤフラム、オイル等の消耗品は除く。		
※据付日	平成 年 月 日	
※使用開始日	平成 年 月 日	
※お客様	ご住所	
	お名前 電話 () ()	

本書は、本保証書内容で修理を行うことをお約束するものです。使用開始日から左記期間中故障が発生した場合は、お買い上げの販売・工事店または維持管理店に修理をご依頼ください。

※維持管理店 販売・工事店	住所・店名 () () 電話 () () () ()
------------------	-------------------------------------

ニッコー株式会社
〒361-8585 住所 埼玉県行田市蓮原町1-21-1
電話 (048) 554-3131

※印刷に記入のない場合は無効となりますので必ずご確認ください。

〈修理規定〉

- 取巻説明書、その他の要領書、ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。
なお、難品および難品に類する遠隔地への出張修理を行った場合は、出張に要する実費を申し受けます。
 - 保証期間内に故障して無料修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・工事店または維持管理店にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には本書をご提示ください。
 - 販売店の場合には、保証書の書き替えがありますので事前にお買い上げの販売・工事店または維持管理店にご連絡ください。
 - 本書に記入してあるお買い上げの販売・工事店または維持管理店に修理をご依頼になれない場合には、お問い合わせください。なお近くの弊社窓口へご相談ください。
 - 保証期間内でも次の場合には有料修理となります。
(イ)使用上の誤りによる故障または損傷
(ロ)適切な工事・維持管理がなされていないとき
(ハ)不適切な改造や修理による故障または損傷
- (二)駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
(ホ)直営車庫の通行・振動による故障または損傷
(ヘ)火災、地震、水害、落雷、雷害、その他天災地変による故障または損傷
(ト)本書のご提示のない場合
6. 本書は日本国内においてのみ有効です。
7. 本書は再発行しませんので紛失しないよう大切に保存してください。
8. その他のご注意事項
(イ)浄化槽は「浄化槽法」によりお客様は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務付けられています。これらの費用は保証期間内でも別途お客様のご負担となります。
(ロ)この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
(ハ)本書の※印刷に記入のない場合および字句を書き換えられた場合は、この保証書は無効です。

修理メモ

●この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがってこの保証書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理等につきご不明の場合は、お買い上げの販売・工事店、維持管理店または説明書をご覧ください。